○上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する規則

令和５年４月１日規則第１２号

上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１１号）第２条第３号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1)　職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

(2)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第４６条若しくは第４９条の２第１項又は上尾伊奈資源循環組合職員からの苦情相談に関する規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合公平委員会規則第　号）第２条の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求をし、不利益処分に関する不服の申立てをし、又は苦情の申出若しくは相談をし、及びこれらに関し、公平委員会が行う審査又は調査のため出頭する場合

(3)　地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第５１条の規定に基づき審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第６０条第１項の規定に基づき、審査請求人として出頭する場合

(4)　法第５５条第１１項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合

(5)　組合の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合

(6)　国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合

(7)　組合行政と密接な関係を有し、組合が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合

(8)　前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認めた場合

附　則

この規則は、公布の日から施行する。